平成２１年（フ）第９９２号
仙台市若林区沖野７丁目９番45号
債務者　菅田　祥子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９９６号
宮城県岩沼市桑原４丁目３番22―202号
債務者　澤田　照美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
茨城県筑西市小川1391番地367
債務者　髙正　佳治
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１４７号
茨城県常総市大塚戸町2833番地、前住所茨城県常総市三坂町1672番地
債務者　糸賀　高広
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１５６号
茨城県常総市坂手町5538番地42
債務者　清水　和子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１６３号
茨城県古河市東諸川906番地５、前住所茨城県古河市東山田3332番地
債務者　大久保里**花**
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第５７１号
千葉市中央区祐光２丁目11番12号　ＳＫマンション711号
債務者　関愛子こと　朴　　貞淳
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６５９号
千葉市中央区東千葉２丁目６番１―140号
債務者　竹下華菜恵（旧姓石井・平）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６６２号
千葉県市原市島野1704番地３
債務者　竹内美代子（旧姓依田）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６７３号
千葉県市原市五井東３丁目48番地９　時田ハイツ202
債務者　庄司　信義
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６８６号
千葉市中央区松波１丁目６番15号　エルサンク松波502号
債務者　本馬　吉啓
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６８９号
千葉市美浜区高洲２丁目５番12棟406号
債務者　榎本　　武
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６９５号
千葉県市川市国分３丁目22番12号　タウンハイツＡ101号
債務者　浦谷　勝也
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７０８号
千葉市中央区宮崎町665番地13　エステ・スクエア青葉の森２―801号
債務者　立木　正樹
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７１９号
千葉市花見川区花見川２番20棟509号
債務者　石黒レオナルドこと　ＩＳＨＩＧＵＲＯ　ＬＥＯＮＡＲＤＯ
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７３８号
千葉市若葉区若松町424番地59
債務者　早川　佳宏
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７６０号
千葉市稲毛区作草部町965番地１
債務者　小池久美子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係